

日本原子力研究開発機構研究データの取扱いに関する基本方針

令和2年3月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 目的

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、原子力基本法第2条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等の活動を実施している。

これらの機構の活動を通じて取得した研究データは、公益性の観点から、広く一般に利活用されることで、科学技術の発展や産業の振興に資することが重要である。

そのため、機構における研究データの保存・管理及び公開等に関する基本方針を定める。

2. 対象とする研究データ

本基本方針の対象とする研究データは、機構の研究開発・事業活動の過程、あるいはこれらの活動の結果として収集・生成される情報で、電磁的方式（電子的方式、磁気的方式、光学的方式そのほか人の知覚によっては認識することができない方式）で記録されたものとする。

ただし、予備的分析の結果や草稿、個人的なコミュニケーション等の記録及び契約等により別に定めのある場合は除く。

3. 研究データの保存・管理

機構は、研究データを適切に保存・管理するために、本基本方針のもと、実施方法や実施主体等に関する規程を定めるとともに、これを円滑に運用するため、データ管理計画の記載事項等に関する要領を定める。

これらに基づき、部、センター及び部に相当する室（以下「各組織」という。）は、プロジェクト情報、研究データの収集、保存・管理の方法等を内容とするデータ管理計画を策定する。

なお、機構は、技術の進歩等によりその保存・管理が不要と判断する場合において、保存・管理する研究データを廃棄することがある。

また、研究データの保存・管理に当たっては、安全保障及び法令等に基づく情報管理の観点から機構が公開できない研究データ、及び知的財産戦略・研究開発戦略等の観点から各組織の管理責任者が公開に適さないと判断する研究データも対象とする。後者に該当する研究データは、非公開期間を定めるとともに、その期間の経過後、改めて公開の可否を判断する。

4. 研究データの公開

(1) 公開する研究データ

機構は、以下に該当する研究データを公開する。

- イ) 機構の職員等が職務上得た研究成果物等のうち、論文に付随する研究データ、研究開発報告書類（JAEA-Data/Code 等）、データベース等として公表するもの。
- ロ) 機構の職員等が職務上得た研究成果物等で公表されていないもののうち、公益性が高く、利活用可能性等の価値があると機構が判断するもの（観測データ等）。
- ハ) 機構外の者が作成した研究データであって、契約等に基づき機構が権利を所有し、イまたはロに該当するもの。

(2) 公開の方法

機構は、公開する研究データを、機構のリポジトリ^(注1)またはデータ管理計画で指定する機構外のリポジトリ等において、インターネットでアクセス可能にする。その際、デジタルオブジェクト識別子（DOI）等の永続的識別子及び統一的なメタデータ^(注2)を付与し、そのデータを用いた成果物等の公表の可否や利活用の条件及びライセンス等を明示する。ただし、機構は、研究開発戦略・知的財産戦略等の観点から研究データへのアクセス権の制限、アクセス範囲の限定等の制限措置をとることがある。

（注1）リポジトリ：論文・研究データ等を電子的形態で体系的に保管、提供するシステム

（注2）メタデータ：論文・研究データ等を効果的に識別・探索するために、その詳細や特徴を示す情報

(3) 公開の停止

機構は、技術の進歩等によって公開した研究データが利用に堪えなくなる場合、その他公開の停止が必要だと判断する場合において、研究データの公開を停止することがある。

5. 研究データの帰属

機構の職員等が研究及び事業の成果等として得た研究データは、機構に帰属する。

6. 免責

機構は、公開する研究データの利用に伴い生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

以上